



2014.8.5 No.11

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>

E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

第9回 法廷だより

2014年5月13日、第9回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

春の陽気の中
今回も傍聴席は満員

2014年5月13日午後3時45分より、札幌地裁805号法廷で、第9回口頭弁論期

日が開かれました。札幌でもようやく春らしい陽気が訪れていたこともあってか、傍聴席は今回も満席でした。

今回の期日では、前回に続いて裁判官が一部交代したため、弁論の更新という手続（前回法廷日より参照）が行

われました。

これに続いて、原告の一人である藤門弘さんから、一刻も早い廃炉を求める意見陳述が行われました（意見陳述の内容は4ページ）。

その後原告側は、裁判長も交代したタイミングであり、3人の裁判官に改めて今回の裁判で問題とすべき点を理解してもらったことを狙い、これまでに行った代理人意見陳述をダイジェスト化して行いました。

弁護団による まとめの意見陳述

まずは菅澤弁護士が、第1回口頭弁論で行った、スミソニアン自然史博物館の展示動画上に基づく意見陳述を行いました。日本がヨーロッパなどとは異なる地震国であり、日本の原発は「地震付き原発」であるということを視覚的に示しました。

次に、再び菅澤弁護士が、

第5回口頭弁論で行った、活断層、変動地形学及び積丹半島沖活断層の存在についての意見陳述を行いました。変動地形学の方法によって活断層を認定すると、泊原発の近海に（国や北海道電力が認定しなかった）活断層が存在することがわかることを示しました。

続いて、毛利弁護士が、第7回及び第8回口頭弁論で行った、震源を特定せず策定する地震動についての意見陳述を行いました。原発の耐震性評価方法と、その基礎として想定されている基準地震動のモデルを説明し、しかしそのモデルでは想定が不十分であって、想定を超える地震が起こる可能性が十分にあり、従って現行の耐震性評価も信用できないことを示しました。

さらに、齋藤弁護士が、第8回口頭弁論で行った、PWR型（加圧水型）原発の抱える危険性についての意見陳述を行いました。泊原発が備えているPWR型の仕組みを説明したうえで、泊原発は、地震による蒸気発生器の細管破断によるメルトダウン、原子炉の脆性破壊などにより、多大な被害が生じる可能性が十分にあることを示しました。最後に、木島弁護士が、第

3回口頭弁論で行った、事故時の被害についての意見陳述を行いました。福島事故の際に被害があった地域とその様子を説明した上、もし泊原発で同様の事故が起これば、偏西風によって札幌圏のみならず北海道の広域に多大な被害が生じるおそれがあることを示しました。

今後の進行の意見 被告に反論を求める

意見陳述の後、市川弁護団長が、今後の進行についての意見を述べました。市川弁護士は、まず提訴から2年6ヶ月が経過しているのに審理が進まないのは、被告が泊原発の安全性について具体的な反論をしないことに原因があることを指摘しました。そして、原子力規制委員会の審査を待つことなく、被告に具体的な反論をさせるよう裁判所に求めました。これに対して、被告側からは、次回期日前には反論を行うとの予定が示されました。

次回期日は、8月26日午後3時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

（文責・弁護士 竹信航介）

次回口頭弁論

2014年8月26日（火）午後3時30分

場所／札幌地方裁判所

全国の原発訴訟とエネルギーについて知る講演会に参加して

原発出前授業・Shut泊共同代表 川原茂雄

大飯原発差し止め訴訟判決の興奮も醒めやらぬ5月30日、札幌市中央区のかでる2・7大ホールで開催された「全国原発訴訟とエネルギーについて知る講演会」の参加しました。

第一部は主催者である泊原発の廃炉をめぐる原告団団長である齊藤武一さんの挨拶に続いて、共同代表である小野有五さんから「知ってましたか？原発をやめたほうが得する8つの理由」のパンフを使つての説明がありました。

第二部は全国の訴訟団からの報告として、大飯原発訴訟団、東海第二原発訴訟団、大間原発訴訟団の、それぞれの代表の方々からの報告がありました。

一番の注目は、5月21日に、福井地方裁判所で言い渡された関西電力大飯原発3・4号機（福井県おおい町）の運転差し止めを命じる判決について、地元の大飯原発訴訟団の原告であり、事務局を務

める小野寺恭子さんと中嶋多恵子さんのお二人のご報告でした。

小野寺さんは、東京電力福島第一原発の事故をきっかけにして、地元の大飯原発を止めようと思い、2012年2月頃から裁判を起こそうという取組みを始めました。

◎ 小野寺さん 発言要旨



提訴から1年4ヶ月で結審、そして5月21日の判決に至りました。その間、被告である関西電力の側からは、きちんとした答えがなされず、裁判官が怒り出す場面もありました。一方で、8回にわたる口頭弁論では、原発地元の嶺南の方々、福島から避難を

余儀なくされた方、関西圏の水瓶である琵琶湖周辺の住民などが原告として、それぞれの思いを陳述され、弁護団からは21におよぶ書面が提出されましたが、裁判所はこれらの陳述や込められた強い思いを真正面から受けとめてくれたという実感がありました。

そして、5月21日の判決の日。「被告は、大飯発電所3・4号機の原子炉を運転してはならない」と、樋口裁判官が申し渡した瞬間、「よっしゃー」「やったー！」という叫び声と湧き上がるような拍手が起きました。そんな中で、裁判長が淡々と判決の本文を読み上げていくと、法廷内のそこかしこから感動の鳴咽が聞こえてきました。

改めて判決文を何度も読み返してみると、原発差し止めの理由がしっかりと述べられているのを見て、こんな素晴らしい裁判官がいたんだ！裁判をして良かった！と実感し、全国の脱原発への応援メッセージだと受けとめました。

最後に、このような素晴らしい判決を勝ち取ることが出来たのは、原告団・弁護団の力だけでなく、全国各地から裁判を応援してくれたサポーターや、全国各地で同様に原

発裁判を闘っている仲間たちの支えと励ましがあったからだと思います。

中嶋さんは、チェルノブイリ原発事故以後から、原発問題に関心をもち、特に福井県は「もんじゅ」「ふげん」を含めて15基もの原発を抱える「原発銀座」ということで、もし事故が起きたら大変なことになるという危機感を抱いて、「さよなら原発福井ネットワーク」という活動に取り組んできました。

◎ 中嶋さんの 発言要旨



判決文の中で感動したのは、「原子力発電の稼働」は「人格権」よりも「劣位」におかれるべきものであり、「人格権」が「最高の価値」をもつと判断したところ、そして、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」であり、原発がひとたび事故をおこせばそれを取り戻すことが出来なくなる

のであり、それはお金や経済発展とは比べることが出来ないとしたところです。

最後に中嶋さんは、今回の判決は地方裁判所での第一審判決であり、被告側の控訴によって今後裁判は高等裁判所で継続されることにも触れて、「一審判決が覆らないように、今後全国的、国民的な脱原発運動による再稼働反対の声を上げ続けてほしい」と呼びかけました。

福井県からのお二人のお話から、今回の大飯原発差し止め訴訟判決の画期的な意義を改めて感じさせられたと共に、それを樋口裁判長から引き出したのは、原告団・弁護団の粘り強い裁判での闘いと、それを支え励ましてきた全国の脱原発運動の力であることも実感出来ました。このことは、これから私たち北海道での泊原発廃炉訴訟の闘いにおいても、おおいに参考にしたいのではないのでしょうか。この講演会の終了後、お二人は、多くの参加者とともに、道庁北門前の反原発金曜アクションにも参加して、そこでも力強いアピールをして下さいました。

福井地裁

大飯原発3・4号機差止め訴訟判決に
関する泊原発廃炉訴訟弁護団声明

2014年5月26日

1 「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなる」とが国富の喪失である」、「福島原発事故はわが国始まって以来最大の公害、環境汚染である」。このような福島原発事故を経験した日本国民として至極全うな見識の下、福井地方裁判所は、平成26年5月21日、関西電力株式会社に対し、大飯原子力発電所から250 km圏内に居住する原告らの人格権に基づき、同発電所3号機及び4号機の運転差止めを命じる判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本判決は、まず、人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、わが国の法制下でこれを超える価値を見いだすことはできないという普遍的な法理を再確認した。そして、原子力発電は電気を生み出す一手段に過ぎず、その稼働は経済活動の自由として人格権の中核部分より劣後するものであ

るとの論理的帰結を前提として、福島第一原子力発電所の事故の存在によって、原発の危険性や被害の甚大さが判明している以上、万が一でも放射能が漏れる具体的危険性があるならば、その差止めが認められるのは当然である、との法的判断のもと、大飯原発には地震によって冷却機能を維持できないおそれや放射能を閉じ込める機能に疑問があるとして、運転差止めを命じたものである。

本判決は、普遍的かつ合理的な価値判断のもと、原発の安全に対する住民の不安を真正面から受け止め、それを法的判断に反映させたものである。司法として、極めて重大な責務を果たした判決であって、当弁護団は、かかる判断を行った福島地裁民事部の樋口英明裁判長以下の合議体に心から敬意を表する次第である。

2 本判決は、上記法的判断に伴う事実認定においても、日本の原発施設に共通する危険性を浮き彫りにしている。すなわち、本判決は、平成

17年以降10年足らずの間に、全国で20カ所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり、想定した地震動を超える地震が到来した事実（①平成17年8月16日宮城県沖地震・女川原発、②平成19年3月25日能登半島地震・志賀原発、③平成19年7月16日新潟県中越沖地震・柏崎刈羽原発、④平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震・福島第一原発、⑤平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震・女川原発）を重視し、大飯原発の地震想定（基準地震動・700ガル）が、上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づいてなされたにもかかわらず、大飯原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見いだせないとした。そして、地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しに過ぎないと結論付けている。

日本では、大飯原発のみならず、全ての原発が上記4つの原発と同様の方法による地震想定を行っていることに鑑みれば、かかる指摘は、日本の原発の本質的な問題点と位置づけられる。

また、本判決は、冷却機能

を維持できない原因の一つとして、「主給水喪失」と「外部電源喪失」を挙げている。すなわち、これらの事象は、基準地震動以下の地震動によっても生じ得るとし、電気と水が一定期間絶たれば原子炉の緊急停止後の冷却機能が維持できなくなり、事故になるのは必至であるとしているが、これは他の加圧水型原子炉にも当てはまるものである。

さらに、本判決は、放射性物質を閉じこめるという機能を維持できない原因の一つとして、使用済み核燃料プールの問題を指摘している。すなわち、使用済み核燃料は、崩壊熱を発生しているため、水と電気で冷却を継続しなければならぬところ、前記のとおり、「主給水喪失」と「外部電源喪失」が発生した場合には、原子炉格納容器のような堅固な設備に収容されていない使用済み核燃料が危機的状況に陥ると指摘している。かかる危険性も、全国全ての原発に共通する危険性である。

加えて、地震の発生や規模を予測することには限界があることや、原発従業員が混乱や焦燥の中で適切、迅速な措置を取ることを求めることはできないといった指摘も、日本の全原発においてあてはま

ることである。

3 この点、当弁護団が提訴対象としている北海道電力株式会社の泊原子力発電所（以下「泊原発」という。）では、現在、1号機から3号機までのすべての原子炉が停止しているが、北海道電力は、新規制基準に適合しているとして、再稼働に向けた原子力規制委員会への申請を行い、いまま審査が継続している。しかし、泊原発の原子炉はいずれも大飯原発と同じ加圧水型原子炉であり、上記で指摘した危険性は、すべて、泊原発にも当てはまるものである。しかも泊原発の基準地震動は大飯原発よりも更に低い550ガルと設定されているから、大飯原発よりも強固な建造物となっているとは考えられない。

そうすると、泊原発においては、万が一にも放射能漏れ事故が発生する具体的危険性は、大飯原発と同様に否定できないのであるから、再稼働が認められる余地がないことは明らかである。

4 以上により、当弁護団は、本判決を全面的に支持するものである。そして、今後も、本判決の理念を実現すべく、泊原発の再稼働阻止、さらには廃炉に向けて最大限努力することをここに宣言する。

第9回 口頭弁論意見陳述

原告 藤門 弘

私は泊原発の再稼働に反対し、廃炉を求める原告の一人ですが、原発から30キロ圏の赤井川村に暮らす立場から意見を述べることに致します。

村に根を張る

私は東京出身ですが、まだ20代の頃に田舎暮らしを始め、以来40年になります。北海道に来て約30年、自然や社会の環境に期待して、赤井川村に暮らしています。人口が千人を少し越える小さな村を大変愛していて、20年ほど前に活動の本拠地を建設しました。祖父の故郷、イギリスの伝統的な様式に倣うレンガ建築で、耐用年数を少なくとも2000年、できればその倍にしたいと計画・設計しました。私自身の「終の住まい」という



だけでなく、子供たちやその末裔までがここに暮らすという決意や期待に基づくもので、大規模な植林なども含め、この地に深く根を張る「ファミリーツリー」を赤井川村の丘の上に建設しているつもりであります。

泊村の選択

地方議員を3期務めると、少なからず地方の小規模自治体が抱える問題が分かるようになります。高齢化進行の傾向は辺境に行くほど強くなり、いわゆる「限界集落」などが生まれます。主産業の農林水産業はどれも衰退の一途にあり、後継者不足は極めて深刻。昨今のTPP交渉で明らかのように、工業製品を売るために農業を犠牲にするのは国家的な路線だと言っているでしょう。これは「市町村合併」による小規模自治体つぶしと表裏一体になっていて、この中で原子力発電所の存在を見ると、泊村が原発立地を引き受けたことをあながち非難できなくなってきました。出口のない疲弊のなかで、本質的な危険が分かっている、当面の恩恵にすがって

しまった泊村は同情に値するのかも知れません。

赤井川村の危機

原発はひとたび事故が起きれば地域を丸ごと粉砕してしまう恐ろしい存在です。福島事故が示したとおり、原発事故は地域からすべてを奪い、回復不可能な空白を作り、地域に根を張って生きようとする私の夢など一気に奪われてしまいます。未来への夢や希望を託した建築は廃墟となり、丹念に植えて育てた木々は空しく枝葉を伸ばすことになるでしょう。アイヌの人々によってフレベツ(赤い川)と名づけられ、入植者によって拓かれた大地はもはや何も生まれない荒野へと姿を変えることになります。原発はすべてを奪う悪魔です。

「原子力防災計画」の空虚

国と道の指導のもとに、わが赤井川村でも「原子力防災計画」なるものを作成。国の指導が末端まで行き届いている証拠のようなくよくできた文書です。しかし仔細に読むとほとんどの語尾が「に努める」「を図る」「すべきである」の文体で、これは努力目標を示しているに過ぎないことに気づきます。村の担当者は、「それでも何もないよりは前進だ」と述べておりましたが、いかにも「机上の空論」の印象

です。原発事故はその原因になる天災を伴うものであり、不可視的な危険の深刻度はこんな総花的ペーパーをはるかに越えるもので、これはただ再稼働に向けてのアリバイ文書なのではないか、と疑わざるをえません。

「避難計画」の謎

赤井川村は泊原発から30キロのUPZが村の中央を通る位置にあり、私を含め住民の大半は25キロあたりで暮らしています。事故を想定した「避難計画」では、この30キロ圏内の住民は事故規模に応じて圏外へ避難することになっていて、避難先として明記されているのは「キロロリゾート」です。ここは確かに30キロ外ですが、ほんのわずかに離れただけで、中心部と同じカルデラ外輪山の内にあります。村の最深部の谷間ですから、ここから先の避難は極めて困難と言わざるをえません。また、ここに至る道路は谷間を走る国道一本のみで、一年の半分は積雪がある豪雪地帯の道路を災害時に使えるのかどうかは疑問です。2004年の台風の際は道路を失い、電源を失い、水道の供給さえできませんでした。また、肝心の避難先「キロロリゾート」はこれまでに何回か転売され、現在所有しているタイ資本もまた売却交渉中、といった極めて不安定な施設です。

事故が起きたら

赤井川村は峠から見下ろす見事な「カルデラの雲海」が決め手となり、「日本で最も美しい村」に選ばれた風光明媚な所ですが、昨今はこの風景を眺めながら、泊原発からの放射性物質もきつとこんな風に村に滞留するのだろう、と思わざるをえません。避難計画にはリゾート方面への国道393号線、海沿いの国道5号線のふたつの経路があります。災害と事故後の混乱はこれらを麻痺させるに違いありません。村民は10年前の台風被害の時と同様に、なす術もなくただ村内に留まるしか方策がないように思えます。降りかかる放射線物質を浴びながらじっと耐えるというのは、まさに悪夢です。個人的な覚悟として申し上げますが、原発事故に対して私にはもともと「避難」という選択はあり得ないと思っています。私の時代が原子力を生み、私の時代が取り返しのつかない事故を生じさせたなら、私はそれに殉死するしかない、そう思ってしまうのです。無念の極みではありますが、原発から逃げ出して生きながらえるよりは、夢を描いた大地に留まることを選ぶだろうと思います。そんな悪夢が来る前に、一刻も早く泊原発が廃炉になることを願うばかりです。

第9回口頭弁論報告会

事務局 岡 安 聡 子

風薫る五月、心配された雨も無く14時40分大通11丁目に

いう参加者も多かったようです。

46人が集合し、皆さんで裁判所に入りました。傍聴席抽選の籤を引いたのは74人（北電関係者を含む）で、残念ながら10人が抽選に外れました。教育文化会館研修室に集まった15人は、松井英介さん（岐阜環境医学研究所）のDVD「内部被曝の基礎知識」を鑑賞しました。広島長崎の原爆、3・11ビギン、セラフィード再処理工場、チェルノブイリなど我々が経験してきた内部被曝の実態について知識を深めました。裁判長が4月から替わり、弁護団がこれまでの裁判の主張を説明したので、報告会は何時より遅れて午後5時10分から始まりました。意見陳述をされた赤井川村の藤門弘さんが陳述を再読しました。最後に語られた（私の時代が原子力を生み、私の時代が取り返しのでない事故を生じさせたなら）「私はそれに殉死するしかない」という言葉に胸が詰まったと

弁護団の市川団長からは、藤門さんの意見陳述の際、北電側の弁護士が「ただの意見に過ぎません」と言ったことの意味や裁判長が替わったことによる裁判への影響等について、又裁判の争点になる地震動と原子炉の危険性についての説明がありました。苦小牧から参加した館崎やよいさんから裁判が「早口でわからにくかった。いつになつたら面白くなるのか」とユーモアを混じえての感想が述べられました。最後に小野代表が今後の方針として、裁判以外にも他団体との連携を目指し、再稼働をさせない活動として防災計画学習会やチカホでのイベント企画の説明がありました。参加者からのアンケートには「全国原告団連絡会が出来たことが嬉しかった。」「防災計画アンケート、大きなインパクトになる。無能ぶりをアピール出来る」等の感想や提言もありました。

2014年5月13日

第9回口頭弁論

傍聴記

苦小牧 館崎 やよい



廃炉の原告になってつくづく考える。こんな日がくることをどこかで予想しながら、動いている原発を止めることに力を注がなかった自分の罪を…。

私が泊に向き合ったのは1988年『道民投票条例を求める署名運動』だった。見ず知らずの家庭を一軒一軒800軒を数えた事を忘れられない。それが3・11で悔やみきれない事態を招いている。この日の裁判傍聴も「せめてもの償い」という消極的なものだ。裁判は原告の一人である藤門弘さんの意見陳述から始まった。彼の根拠地は、泊原発から30キロ圏内の日本で一番美しいといわれる赤井川村で、自然に根ざした『アリスファーム』だ。まさ

しく私たちの理想郷だ。

再稼働のための「防災計画」も、ないよりましの「机上の空論」と指摘し、原発がひとたび起これば地域丸ごと粉砕だと言い切る。しかし、万一事故が起きたら「避難」の選択はないだろうという。なぜかといえば、私の時代が原子力を生み、私の時代が取り返しのつかない事故を生じさせたのなら、私はそれに殉死するしかない。

なんと虚しい地上に生存しているのだろう。

私も同感。だがしかし、何の責任もない子供たちのためにやるべきことをやろうと心にしずかに誓った。

意見陳述のあとは、弁護団による準備書面の説明があった。今回は、裁判長が替わったので、今までの説明のダイジェスト版ということで、北電の説明に対する反論をまじえ、地震動、活断層、原子炉の危険性、泊原発でもしフクシマ原発事故並みの事故が起

きたら北海道はこうなる等々、淡々と、しかも早口で原発そのものの危険性の説明をするので予備知識を駆使しないとついていけないときもある。

概して、一方的な説明で、相手との意見のやりとりがないので裁判そのものの興味がそがれてしまうことは確かだが、そのうち核心に入る頃には今よりは良くなるのだろうとは思うが、こんな調子で時間をかけて地震が待てなくなるのだろうか？と、疑問は残るものの、裁判の後の報告会は、わかりやすく裁判の解説をしてくれるので、両方参加をおすすめします。

今回は、苦小牧からバスで1時間半かけ札幌へ出かけただけのおまけがありました。初対面のSさんと、Hさんと夕食を共にしたこと。夏の大通公園、木々の緑のシャワーは得難い感動。傍聴後の公園散歩で四季を楽しめるという得点がありました。

結果は勿論ですが、そのプロセスで出会ったかけがえない同志とまずは幸せな時間を共有して生きたことを喜べる最期を迎えたいものです。

夕新樹 廃炉の意志と深くして やよい

「第2回原子力防災勉強会」報告

原告 マシオン恵美香

5月13日、第9回口頭弁論の前に札幌市教育文化会館3階305号室で、2月17日について2回目の原子力防災に関する勉強会が持たれ、小野有五代表、マシオン恵美香、深町ひろみ原告、市川守弘弁護士により、それぞれの視点から原子力防災に関する課題を報告しました。

玄海原発周辺自治体への防災・避難計画についてのアンケート報告

小野有五 代表

「玄海原発原告団が昨年7月12日から本年1月30日にかけて佐賀県内7自治体に対して行った原子力防災に関する質問内容と回答結果」について、資料を使って説明しました。30km圏内の自治体に向けたこのアンケートで、30km圏内では、まったく避難対策ができていないことが明らかにしました。

このようなアンケートを私たちも泊原発30km圏内の自治体や、さらに避難場所に想定されている札幌市などにするべきではないかと提案しました。ま

た、11月15日に廃炉の会が中心になって予定している札幌地下歩行空間（チカホ）でのイベントでは、避難計画についてのきりだけ簡単なアンケートを、市民にしてはどうか、という提案も行いました。

泊原発30km圏内の自治体首長、住民への原子力防災・避難に関するアンケート案

マシオンは朝日新聞自治体首长アンケート、北海道避難時間推計シミュレーション等を参考にし、玄海原発の例をベースに北海道版アンケートを提案しました。

①原子力有事発生時間がどの時間帯であっても住民に伝達されるか？ ②避難の手段（バス、自家用車、船、ヘリコプター）、避難路は確保 ③渋滞対策 ④バス会社との契約・自家用車を持たない住民、要介護者移送専用バスの確保 ⑤除雪作業員の契約内容に原子力有事について記されているか？ ⑥要配慮者（要援護者）への避難誘導・支援策 ⑦安定ヨウ素剤

の配布 ⑧避難後、受け入れ先の体制は整っているか？ ⑨再避難を想定しているか？ ⑩地震、津波など複合災害時を想定した対策はあるか？ ⑪避難期間を想定しているか？…等の質問内容と北海道原子力防災訓練参観で得られた情報を照らして検証しました。

「要配慮者」の避難手引き・北電株主総会 本年度株主提案「防災事業」について

深町ひろみさんは、②のアンケート内容を補足する北海道保険福祉部への「要配慮者の避難手引き」への質問と回答について、特に避難支援等関係者に課せられる問題の大きさについて言及されました。また、本年度北電株主総会で提案する6つの議案のうち、「防災事業」の提案趣旨解説と、「原子力有事の際に避けられない初期被曝を軽減するために事業者があらかじめ準備しておくべき責任がある」として、初動対策の必要性を訴えました。

女川原発訴訟団（宮城県）の条文・質問内容から学ぶべきこと

市川守弘 弁護士
原子力災害特別措置法の条文に対する宮城県知事への質問と回答を紹介しつつ、防災計画の

不備を突いて「たとえ規制庁が稼働を許可したとしても、地域原子力防災計画が十分な内容で

はないのだから知事は稼働を許諾してはならない」と訴えることが必要となりました。

脱原発訴訟原告団の全国連絡会 結成の記者会見



4月6日、福島で開催された「原発と人権」全国大会で、廃炉の会から、全国の原告団の連絡会をつくったら、という提案をしました。

さいわい、玄海原発の原告団と、東海第二原発の原告団が賛同され、東海第二の原告団が事務局を引きうけてくださることになり、一気に動きが進み、6月2日、東京の参議院議員会館での記者会見になったものです。当日は、玄海、東海第二の原告団のほか、さまざまな原発訴訟・告訴団などが一同に集まり、また脱原発訴訟弁護団の全国連絡会の代表である河合弁護士や、事務局の海渡弁護士もか

けつけてくださいました。記者会見に先立ち、原子力規制委員会への、申し入れも行いましたが、大飯判決は自分たちとは無関係という規制委員会の対応には唖然とさせられました。今後、各地での集会への支援を行いながら、10月11月に東京に全国の原告団が集まって大きな声をあげたい、と準備を進めています。

6月28日にはさしせまった鹿児島県川内原発の再稼働を阻止するため、東京の明治公園で大きな集会とデモが行われました。この集会で原告団の全国連絡会が立ち上がったことを参加の皆様に報告、川内原発の再稼働に反対する地元の方々とともに、代々木公園までのデモ行進をしました。原告団の全国連絡会では、このように、各地で訴訟や半原発に取り組んでいる仲間をお互いに支援していきたいと思っています。事前に、大きな集会などがわかれば、逐次、廃炉の会のホームページにアップしますので、支援にかけつけたい、という原告の方がおられたら、事務局までご連絡ください。（共同代表・小野有五）

大間原発建設阻止の現地集会

2014年7月19～20日、建設中の大間原発の敷地に隣接する「反対地主」の用地で、「第七回大間原発反対現地集会」が開かれました。泊原発の廃炉をめざす会が、原発訴訟原告団の全国連絡会の結成を提案したこともあり、今回は、小野共同代表ほか、数名の原告が支援にかけつけました。写真1は集会のようすです。「大間原発に反対する地主の会」の大きな鉄製の看板は、目の前の大間原発建設用地にしっかりと対峙していました。そのまわりをうめた全国からの参加者は500人。北海道からは、函館の原告団をはじめ、100名が

参加しました。写真2は19日午後から、集会に先立って開かれた「オオマグロック」コンサートで歌うアイヌのオキさんとそのバンドです。全国から集まったミュージシャンが、原発反対を訴えながら、それぞれの歌で、参加者を勇気づけてくれました。最後はみんなで大間の街をデモ行進。500個の風船を飛ばしました（写真3）。ちょうど南風で、風船は津軽海峡に向かって一斉に飛んでいきました。きっと函館にも届くだろうと思いましたが、その後、函館を超えた道南の厚沢部町から風船発見の知らせがあったそうです。

（共同代表・小野有五）



写真1 大間原発に反対する地主の会の看板の前で行われた集会のようす



写真2 「オオマグロック」で熱演するアイヌのオキさん



写真3 500個の風船が南風に乗って津軽海峡に飛んだ

「アクチニウム 原発とアート」展

2014年7月19日～8月3日、大通りに近いビルの6FにあるOYOYOという会場で、札幌国際芸術祭への連携イベントとして、「アクチニウム 原発とアート」展が開催され、7月27日には、シンポジウムが開かれました。写真は、挨拶するエレ・カーペンターさんです。エレさんは、ロンドンにある大学の教授ですが、20年前、仲間と、「アート（芸術）・キャタリスト（触媒）」という組織を立ち上げました。その名のように、アートを触媒として、原発などの問題と人々を結びつけようという画期的な試みでした。今回は20周年



挨拶するエレ・カーペンターさん（写真中央）

の記念行事という意味合いもあり、イギリスを中心に活動するアーティストと、日本からも数名のアーティストが参加し

て開催されました。シンポジウムでは、参加アーティストが自作を解説したほか、廃炉の会からは、共同代表の小野と弁護士事務局長の菅澤が参加し、日本の現状について説明しました。菅澤さんは、原発訴訟の現状を、大飯判決の勝訴の意義を含めて語り、小野は、科学者として、科学とアートを結ぶ意義を強調、参加者に配布した『知ってましたか？』にも使われている、3Dの海底地形図を大きなポスターで示しながら、3D画像も科学の研究結果を一般にわかりやすく伝えるための大事なアートであると述べました。

写真の右側に写っているのは、スコットランドのトムソン＆クライグヘッドさんというご夫婦のアーティストによる作品で、今回のタイトルにもなったアクチニウムという放射性元素（中央の写真）が崩壊していくさまを、1秒ごとに動く数字の列として表現した作品です。地層処分には10万年というとても長い時間がかかります。それを視覚的に表現しようという、意欲的な作品でした。

（共同代表・小野有五）

第9回口頭弁論を傍聴して

原告／泊原発の会十勝連絡会

小寺 卓矢

藤門弘さんの意見陳述からは、原発近隣の地域生活者としての「現実的な重み」を感じました。特に、最後に「個人的な覚悟」として述べられた「無念の極みではあるが、原発から逃げて生きながらえるよりは、夢を描いた大地に留まることを選ぶだろう」という一言には、胸が詰まりました。

現にそうした「無念の極み」の苦汁と辛酸を嘗めさせられ続けている福一事故被害者が大勢いる中で、人間としての知恵と誠意を尽くさず、数字いじりでお茶を濁し、原発の理不尽な罪悪性から眼を背けることは、それ自体が罪悪なのだと思わすにいられませんでした。

僕自身、小さからぬ夢を描いて十勝の大地に移住してきた身です。藤門さんの切実さ、福一事故被害者の方々の苦しみは、決して他人事ではありません。幸い十勝には、大変熱心に活動に取り組む「泊原発十勝連絡会」の仲間がたくさん居ます。一人一人ができることは限られています。ですが、連帯しつつ、これから廃炉に向けて取り組んでいきたいと思っています。

「北海道における特定放射性廃棄物地層処分に係る説明会」のご案内

- 【日 時】 8月26日（火）10時30分～
 【場 所】 道庁別館9階 第1研修室
 【対応者】 道経済部環境・エネルギー室
 【進め方】 担当部署課の説明
 参加者からの質問－担当者からの応答

【事前質問項目】

1. 幌延深地層研究施設および深地層処分技術などに関する説明
2. 道条例に関する北海道の部署課としての解説
3. 政府による地層処分適地候補絞込みに関する可能性や今後の見通しなど

【主 催】 バクレルフリー北海道・地方自治を考える市民の会・泊原発の廃炉をめざす会

申し込み順（30名）

参加希望者は「泊原発の廃炉をめざす会」マシオン恵美香（核ゴミ最終処分地問題担当）emika69 (@) yahoo.co.jpまで
 電子メール環境がない方は、泊原発の廃炉をめざす会 TEL：011-594-8454へ御連絡下さい。

第10回口頭弁論のお知らせ

- 【日 時】 8月26日（火）午後3時30分～1時間程度
 【集 合】 午後2時30分 大通公園西11丁目
 （札幌市中央区・裁判所前）

※危険物検査を実施していますので、少し早めに入ります。

午後3時 傍聴者が多い場合には抽選の予定です。

- 【集 会】 午後3時30分～
 裁判傍聴席の外れた人を対象に集会

〈内 容〉 DVD観賞

「汚染の中で生きる－チェルノブイリから学ぶこと－」
 河田昌東（チェルノブイリ救援・中部 理事）
 原発震災・ニューズリールNo.7 2011年5月13日（51分）制作・著作 森の映画社・影山事務所

【報告会】 午後4時30分～5時30分

〈会 場〉 北海道高等学校教職員センター 4階大会議室
 （札幌市中央区南大通西12丁目）
 出来るだけ事前に申し込みをお願いします。

2013年度の活動報告会と海渡弁護士講演会のお知らせ

- 【日 時】 2014年9月27日（土）
 【時 間】 活動報告会（原告のみ）13時半～15時（予定）
 記念講演会（一般公開）15時半～17時（予定） 資料代500円
 海渡雄一弁護士（原発訴訟弁護団全国連絡会事務局長）講演
 「見てきたドイツの原発訴訟と大飯判決の意義」

【会 場】 北海道建設会館9F 札幌市中央区北4条西3丁目1 TEL：011-261-6188
 旧西武百貨店東隣 地下鉄札幌駅 5番出口（成友ビル）13番出口（東急）

「泊原発の廃炉をめざす会」の2013年度（2013年7月～2014年6月）の活動報告会と海渡雄一弁護士の講演会を開催します。

海渡弁護士は、原発訴訟弁護団全国連絡会事務局長を務められておられ、最近、ドイツでの原発訴訟の現状を調査してこられたばかりです。ドイツでは、どのようなことで原発訴訟に原告が勝訴しているのか、また大飯原発勝訴の意義も含めてお話しいただく予定です。多数、ご参加ください。